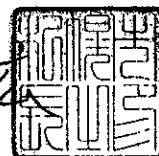


札幌市区の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める
規則を次のように制定する。

令和7年2月 10 日

札幌市長

秋元克本



札幌市規則第2号

札幌市区の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の施行期
日を定める規則

札幌市区の設置等に関する条例等の一部を改正する条例（令和6年条例第2
4号）の施行期日は、令和7年2月25日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。